

第 1 回 流 山 市 行 政 区 域 制 度 審 議 会 会 議 録

- 1 日 時 平成 2 8 年 3 月 1 8 日 (金) 午 後 2 時 開 議
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎3階 庁議室
- 3 出席委員 大越委員、中島委員、三添委員、多田委員、大熊委員、木原委員、
篠原委員、吉田委員、有本委員、中里委員、鈴木委員、小泉委員、
秋葉委員、飯高委員
- 4 欠席委員 馬渡委員
- 5 出席職員 井崎市長、
(事務局) 水代総務部長、逸見総務部次長兼課長、豊島課長補佐、齋藤主事
石野まちづくり推進課長、染谷係長
須郷コミュニティ課長、斉藤課長補佐
- 6 議 題 (1) 会 長 及 び 職 務 代 理 者 の 選 出 に つ い て
(2) 字 の 区 域 及 び 名 称 の 変 更 に つ い て (諮 問)
(3) 審 議 会 の 議 事 及 び 運 営 に 関 す る 事 項 に つ い て
(4) 次 回 の 審 議 会 開 催 日 程 に つ い て
(5) そ の 他
- 7 会議時間 開会 午後 2 時 0 0 分
閉会 午後 2 時 4 0 分
- 8 傍 聴 人 0 人

< 総務課 豊島補佐 >

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。
はじめに、井崎市長から委員の皆様へ委嘱状の交付をさせていただきます。
市長が座席順に席を回り、順次委嘱申し上げますので、恐縮ですが、
順番が参りましたら、ご起立ください。

それでは、井崎市長よろしく申し上げます。

< 市 長 >

(委嘱状交付)

< 総務課 豊島補佐 >

それでは審議会に先立ち、市長から御挨拶申し上げます。

< 市 長 >

本日は、公私にわたり大変お忙しい中、行政区域制度審議会に御出席
をいただき、誠にありがとうございます。

日頃から、本市の行政全般に対して、格別なる御理解と御協力を賜り
厚く御礼を申し上げます。

ただ今、委員の皆様には行政区域制度審議会委員を委嘱いたしました
が、これから皆様に審議をしていただくことによって、地域の皆様のわ
かりやすさ、そして誇りを持って字名を使えるように、多面的に審議を
していただきますようお願いいたします。

さて、木地区は、理想的な住空間の環境整備が進められており、大き
く変わりつつあります。江戸川の河川敷などの空間や南流山小学校・中
学校の南に整備された公園、またその合間にも来年度小さく森を造成す
る計画もございます。緑溢れる地域をつくっていく、このようなことも
含めて、より住みやすい住環境、そして利便性の高い地域に大きく変貌
しているところです。

是非皆様には、総合的に考えて、最適な字の名称を検討していただき
たいと思います。

その参考となるように、市としては、「南流山案」「新南流山案」「木案」

とそれぞれ作成しております。

今後未来永劫使っていく字名となりますので、慎重なご審議をいただきますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

<総務課 豊島補佐>

委員の皆様にご挨拶が交付されましたので、ただいまから、流山市行政区域制度審議会を開催します。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきながら、本日の会議の流れについて申し上げます。「審議会次第」をご覧ください。

本日は第1回ですので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

次に、議題（1）「会長及び職務代理者の選出」を行います。

なお、会長が決定するまでは、事務局で進行させていただきます。

なお、皆様のご後ろに傍聴席をご用意しておりますが、本日は傍聴を希望する方はおりませんので、報告します。

次に、議題（2）「字の区域及び名称の変更について」諮問させていただきます。諮問内容を説明させていただき、質疑応答を行います。

次に、議題（3）「審議会の議事及び運営に関する事項について」審議会の会議録の作成方法についての取り決めを行います。

次に、議題（4）「次回の審議会開催日程について」第2回流山市行政区域制度審議会の開催日程を決めていただく、という流れとなりますので、よろしく申し上げます。

（配布資料等の確認）

なお、本審議会の議事録作成のため、録音及び撮影をさせていただきますことをご了承ください。

それでは、委員の紹介をさせていただきます。逸見次長、よろしく申し上げます。

<総務部 逸見次長>

審議会事務局の総務課 逸見です。委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員の紹介)

次に、関係課職員、事務局職員を紹介します。

(関係課、事務局職員の紹介)

次に、行政区域制度審議会の位置付け等について説明します。

資料2「流山市附属機関に関する条例」を併せてご覧ください。

この行政区域制度審議会は、地方自治法に基づき「流山市附属機関に関する条例」により設置され、「行政区域としての字区域及び町名等の制度を改善整備するために必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること」となっています。今回皆様には、「木地区の字の区域及び名称の変更について」審議を行い、市長に答申していただくことをお願いします。

審議会への諮問事項については、後ほど議題(2)で説明します。

次に、本日の会議の成立について報告します。附属機関の会議は、条例第5条の規定により、委員の半数以上の出席により成立するとされています。

本日は、委員15名中14名の出席、1名の欠席となっていますので、会議は成立しています。

次に、議題(1)会長及び職務代理者の選出をさせていただきます。

会長は条例第3条の規定により、委員の互選により選出されることになっています。

また、この審議会は、条例第5条の規定により、会長が会議の議長となると定められていますが、会長が選出されるまでの間、井崎市長が仮議長を務めさせていただきます。市長よろしく申し上げます。

<仮議長－井崎市長>

しばらくの間、仮議長を務めますので、ご協力をお願いします。

それでは、会長の選出に入らせていただきます。互選によることとなっていますが、いかがいたしましょうか。

<飯高委員>

当事務所で木地区の事業を行っており、その中で、区画整理審議会委員を長く勤めていて経験のある秋葉委員を会長に推薦させていただきます。

<仮議長一井崎市長>

ただ今、会長に秋葉委員が推薦されました。いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

<仮議長一井崎市長>

異議なしと認めます。秋葉委員、会長をお引き受けいただけますか。

<秋葉委員>

承知しました。

<仮議長一井崎市長>

ありがとうございます。会長は秋葉委員に、決定しました。秋葉会長どうぞよろしくお願いします。

次に、職務代理人を決めていただきますが、職務代理人については、条例により会長が指定する者が職務を代理するとされていますので、秋葉会長にご指名をお願いします。

<秋葉会長>

地域において、福祉関係で活躍しております中島委員にお願いしたいと思います。

<仮議長一井崎市長>

中島委員にお願いしたいというご指名がありました。中島委員、職務代理人としてよろしくお願いします。

<中島委員>

承知しました。

< 仮議長 一井崎市長 >

ありがとうございます。それでは、会長に秋葉委員、職務代理者に中島委員と決定しましたので、ここで仮議長の任を解かせていただきます。

< 総務部 逸見次長 >

ここからは秋葉会長に議事の進行をお願いします。秋葉会長は会長席に移動をお願いします。

なお、この審議会は、流山市市民参加条例第8条及び資料2「審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針」により、公開することとなっています。本日は、傍聴者はおりませんので、このまま進めたいと思います。では、会長、よろしくをお願いします。

< 秋葉会長 >

議事に先立ち、一言申し上げます。

委員の皆様には、公私にわたりお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいま、皆様から本審議会の会長に選出され、大変光栄に存じております。私には誠に責任重大であり、また不慣れな点もありますが、全力で、この責務を果たしたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくをお願いします。

それでは次の議題に入ります。議題（2）は「字の区域及び名称の変更について」の諮問です。事務局から説明をお願いします。

< 総務部 逸見次長 >

議題（2）字の区域及び名称の変更についての諮問ですが、井崎市長から審議会会長に諮問書をお渡しします。

（市長から審議会会長に諮問書を渡す）

委員の皆様には諮問書の写しをお配りします。

(委員に諮問書の写しを配る)

<総務部 逸見次長>

市長及び総務部長は公務のため、これをもちまして退席とさせていただきます。

(市長及び総務部長退席)

それでは、まず手続について説明します。字の区域及び名称の変更については、お手元の資料4にお示ししましたとおり、地方自治法第260条に基づき手続を進めてまいります。

最終的には市長が市議会の議決を経て定めますが、本市では、定めるに当たって行政区域制度審議会に諮問し、答申をいただくという形でご意見を求めています。

ただ今、井崎市長から諮問がありましたので、字の区域及び名称の変更案を市長に答申することとなります。答申の時期については平成28年度9月を目標に考えていますので、よろしく申し上げます。

諮問の内容について説明します。お手元の諮問書と事前に会議資料として郵送した変更方針及び変更案をご覧ください。

諮問は、意見を求める事項として「木地区の字の区域及び名称について、別紙の方針に基づき素案を作成したので、意見を求めます」というものです。

次に、この審議会に答申を求められている事項として「字の区域及び名称の変更案」です。木地区について、どういう字の区域及び名称が望ましいかを、この審議会でも案としてまとめていただきます。

別紙の方針については、一読させていただきますので、A～Cの変更案をご覧ください。

(別紙の方針を一読する)

以上が諮問の内容です。

また、参考として、「木地区の字の区域及び名称の変更に係るスケジュ

ール」も同封して送らせていただきました。

このスケジュールは全体の流れのおおよその概要となっています。字の区域及び名称の変更については、本日から行われる行政区域制度審議会での審議、平成28年度には審議会答申、平成29年度には市民の代表である議会での承認、土地区画整理事業での換地計画(案)の作成、平成30年度には換地処分、告示という流れになっており、手続完了まで様々な段階があり、それらに3年程度かかります。

今後の審議会は、平日の昼間2時間程度、数回開催し、意見集約をした上で、9月には答申したいと考えています。

この後質疑の時間を設けますが、本日は諮問内容やスケジュールについて、不明な点のみの御質問にさせていただきたいと思えます。具体的な御意見等については、本日の会議内容を持ち帰りいただき、各自治会で御協議をさせていただきたいと考えています。そのため、答申に向けて意見集約のための審議は、次回開催の審議会からと考えています。

以上です。よろしくお願ひします。

<秋葉会長>

諮問についての説明が終了しました。

本日は、諮問内容について、不明な点の質疑のみとし、答申に向けて、意見集約のための審議は、次回開催の審議会から進めたいということで、ご不明な点がある方は挙手をお願いします。

<三添委員>

スケジュールに関して、今の説明ですと、下のかっこがついている方がメインとなるということでしょうか。

<総務部 逸見次長>

かっこは遅くてもここまではという意味合いが含まれていますので、そのようにお考えいただきたいと思います。

<秋葉会長>

他に質問のある方はいますか。質問がないようですので、質疑を終了します。

次の議題に入ります。議題（３）「審議会の議事及び運営に関する事項について」事務局から、説明をお願いします。

<総務部 逸見次長>

議題（３）については、審議会の会議録作成方法について、ご審議いただき、本日、決めていただきたいと思います。

会議録は、会議終了後、原則１か月以内に作成することとなっており、公表の際は、発言者名を明らかにすることとされています。そのため、会議録の作成形式、決裁方法を定める必要があります。

事務局としては、会議録は、発言の趣旨をまとめた議事要旨という形で作成したいと考えています。また、作成した会議録は、会長と職務代理者に内容を確認していただき決裁を受けたいと考えています。

事務局からは以上です。

<秋葉会長>

ただいま事務局から説明がありました。審議会の議事及び運営に関して、会議録の作成方法について決めていただきたいと思います。

それでは、「会議録の作成方法について」審議します。

説明によりますと、会議終了後原則１か月以内に作成し、公表の際は、発言者名を明らかにするという事です。

事務局案は、形式としては、発言の趣旨をまとめた議事要旨としたい。

その内容の確認方法としては、会長と職務代理者の決裁を受けるとしたいということですが、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

委員の皆様いかがでしょうか。

（意見なし）

<秋葉会長>

ないようですが、他地区の事例等ありましたら、教えていただきたい。

<総務部 逸見次長>

西平井・鰭ヶ崎、鰭ヶ崎・思井地区の審議会では、議事要旨として議事録を作成しておりました。また、新市街地地区の審議会では、議事要旨ではなく、一言一句記載し、発言者の確認をとった上で公表していました。

<秋葉会長>

それでは会議録の作成方法について、事務局案で進めるということでしょうか。事務局案は、西平井・鰭ヶ崎、鰭ヶ崎・思井地区の時と同様ということですよ。

<総務部 逸見次長>

はい。

<三添委員>

西平井・鰭ヶ崎、鰭ヶ崎・思井地区と新市街地地区で、形式を変えた理由をお教えいただけないでしょうか。

<総務部 逸見次長>

おそらく審議会でそのような結論が出たからであり、事務局でこの案にしてくださいと言ったわけではありません。審議会の意思です。

<秋葉会長>

それでは、異議なしと認めて、進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

<秋葉会長>

ありがとうございます。

次に、議題(4)「次回の審議会開催日程について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

<総務部 逸見次長>

議題(4)「次回の審議会開催日程」について説明します。

2月末に開催した説明会でもいただいたご意見ですが、意見集約の期

間をできるだけ長くしたい、また4月に自治会の総会もあることから、次回の審議会は5月に行いたいと考えています。案としては、5月13日（金）午前か午後、又は5月20日（金）午後としました。

なお、これらの日程で、都合が悪い場合ということも考えられますので、皆様でご審議いただきたいと思います。

日程については、皆様全員にご出席いただけることが最も望ましいのですが、会議の成立には過半数以上の出席が必要です。なるべく多くの方が出席できる日ということでご調整いただきたいと思います。

<秋葉会長>

事務局から、次回の開催日程の決定の依頼がありました。

事務局案としては、5月13日（金）午前か午後、又は、5月20日（金）午後ですが、その他の日程への調整も考えられるということですので、皆様ご意見をお願いします。

（意見なし）

<秋葉会長>

5月13日か5月20日で、挙手をお願いしてよろしいでしょうか。

（何か言う者あり）

<秋葉会長>

両日とも都合の悪い方はいらっしゃいますか。

（「後がいい。」「5月20日がいい。」と言う者あり）

<三添委員>

時間は同じですか。

<総務部 逸見次長>

はい。

<秋葉会長>

5月20日（金）の場合は、午後2時からです。

<有本委員>

2時間くらいかかりますか。

<総務部 逸見次長>

審議内容によりますが、なるべく2時間以内に収めたいと考えています。長くても2時間、1時間から1時間半頃で終われたらと思います。

<秋葉会長>

よろしいでしょうか。

（意見なし）

<秋葉会長>

それでは、次回の審議会の開催日は、5月20日（金）午後2時からとなりました。

皆様ご多用だと思われませんが、ご出席のほどよろしくお願ひします。

次の議題（5）「その他」に移ります。事務局から何かありますか。

<総務部 逸見次長>

次回の審議会の開催日を決めていただきありがとうございました。

次回の開催のご案内は、後日、会長名にて文書で郵送します。都合で、欠席となる場合は、事前に事務局にご連絡ください。

なお、委員名簿や本日の会議の会議録及び次回の会議日程等については、1か月以内に、市のホームページ及び情報公開コーナーで公表します。事務局からは以上です。

<秋葉会長>

以上です。審議委員の皆様をお願いしたいことがあります。各自治会

で意見を集約して、審議会で審議をして、答申に向けたいと思いますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了します。長時間にわたり、貴重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

<中島委員>

よろしいでしょうか。

<秋葉会長>

はい。

<中島委員>

すみません。この資料は、自治会には話していいのでしょうか。

<総務部 逸見次長>

自治会の中で、回覧したり、お配りしたりすることは、問題ありません。

<中島委員>

その辺確認しておかないと、どこから勝手に出されたのなんて言われてしまわないように。

<総務部 逸見次長>

別に隠すものではありません。

<総務課 豊島補佐>

今逸見の方から、お話あったように、こちらの会議資料については、ホームページ等にも掲載しますので、ご自由に利用いただいて構いません。

<三添委員>

今日意見を言う場がなかったのですが、議事録を見たら、西平井の地区は、市役所が開催で意見交換会みたいな形でやったと思いますが、今

回はないのですか。市役所の方から。

<総務部 逸見次長>

西平井・鱒ヶ崎地区の行政区域制度審議会は、5回開かれまして、その審議会だけの会議しか行っておりません。

<三添委員>

そうですか。議事録を見たら、意見交換会というのがあったのですが。あれは自治会でやっていたのですか。

<総務部 逸見次長>

地元説明会ですね。2月に南流山センターで開催した地元説明会と同じ件だと思います。

<三添委員>

そうなのですね。わかりました。

<秋葉会長>

私も伺いたいのですが、各自治会で説明会を開催したいという場合には、やっていただけるのですか。

<総務部 逸見次長>

お声がけいただければ、日程の調整をして、行いたいと思います。

<総務課 豊島補佐>

2月27日に南流山センターで実施した説明会の時にも、逸見の方からお話がありましたが、地元の自治会で、ぜひ市に説明をしてくださいということであれば、伺って同じような形で説明いたします。依頼があれば、対応します。

<秋葉会長>

それでは、これにて閉会とします。ありがとうございました。